



空き家を売りたい・貸したい方へ

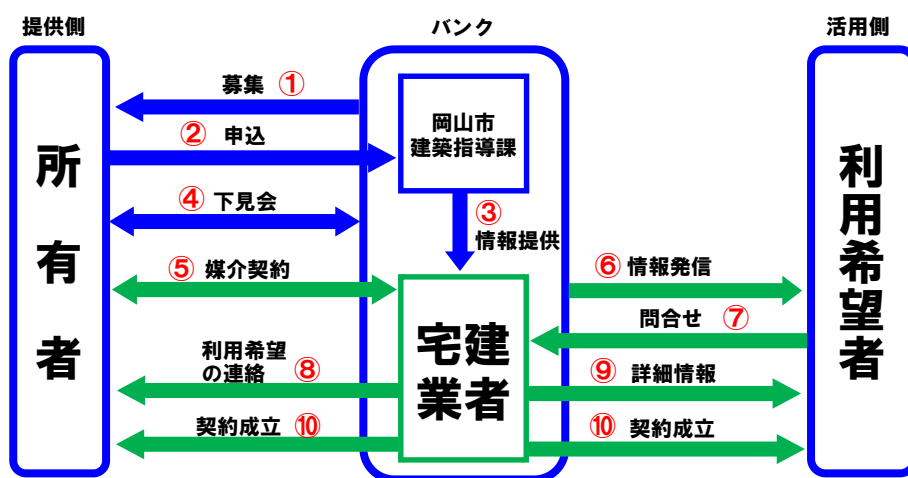
空き家情報バンクのご案内

空き家(空き家となる予定のものを含む)に関する情報を、岡山市に登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行う制度です。

□登録できる物件 下記の条件をすべて満たすもの

- ・岡山市内にある空き家(又は空き家になる予定の物件)
- ・申請時点において、宅地建物取引業者と媒介契約を結んでいない物件
- ・申請後、宅地建物取引業者等の調査により、取引になじむと認められた物件
- ・農地法・建築基準法・都市計画法等の関係法令に照らして、適法な物件

□登録から売買・賃貸までの流れ



岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006141.html>



Q 空き家情報バンクのメリットは？

申し込み後は、市が仲介して、複数の宅建業者に物件を見てもらうことができます。また、下見会で業者の方と面談ができるので、不安に思っていることを直接聞くことができます。

登録後は、「住まいる岡山」、「全国版空き家バンク」に物件を掲載するので、県内だけでなく、全国の利用希望者の方に見てもらえるので、成約率が高くなります。

住まいる岡山、全国版空き家バンク

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006105.html>



Q リフォームしないと住めないような物件でも登録できますか？

まずはご相談ください。下見会で業者の方と話しができるので、どうすれば成約率が高くなるか？どこに問題があるか？とアドバイスをもらうことができます。もし、登録に至らなくても、どうしたら目的を達成できるかはっきりさせると、あなたにとって今後の方針が立つと思います。

Q 業者の申し込みが無い場合はありますか？

あります。その場合は、登録できません。

Q 農地付き空き家を登録できますか？

できますが、農地を耕作目的で売却する場合は、農業委員会の許可が必要です。

御津・建部地域では、空き家とセットなら、おおむね1アール(100㎡)以上で農地を売却できます。詳しい要件は、農業委員会事務局へお尋ねください。 市役所本庁舎7階 ☎ 086-803-1562

注意事項

- ・市は、物件に関する交渉・契約には直接関与いたしません。
- ・契約等に係る一切のトラブル等についても、当事者間で解決していただきます。
- ・提供していただいた物件を空き家情報バンクへ登録しても、市が買い取りや借り受け、補修等の維持管理を行うことはありません。維持管理は**所有者**でお願いいたします。
- ・この空き家情報バンク制度に関する一切の事項について、暴力団員やその関係者等による利用はできません。